

## 公正入札調査委員会設置要領

(趣旨)

第1条 建設工事の入札の適正化を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、入札談合に関する情報に対する的確な対応を行うため、庁内に公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

(調査審議事項)

第2条 委員会においては、工事について入札談合に関する情報があった場合には、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

- (1) 公正取引委員会への通報、事情聴取の実施、入札の延期その他の入札談合に関する情報があった場合の対応
- (2) その他入札の公正な執行を妨げるおそれがある場合の対応

(構成)

第3条 委員会は、総務部長を長とし、管財課長及び入札談合に関する情報に係る工事を所掌する部の部課長をもって構成するものとし、必要に応じて委員長代理を置くことができるものとする。

(会議等)

第4条 委員会は、入札談合に関する情報があった場合に、必要に応じて随時会議を開くものとし、委員長が招集する。ただし、緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合には、委員長は書類の回議をもって会議に替えることができるものとする。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、総務部総務課契約係に置くものとする。

附 則

この訓令は、平成6年7月5日から施行する。